

りーど訪問介護ステーション 運営規程

(事業の目的)

第1条

けありーど合同会社が開設するりーど訪問介護ステーション(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防・日常生活支援総合事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要支援状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(指定介護予防・日常生活支援総合事業の運営の方針)

第2条

- 1、指定介護予防・日常生活支援総合事業の基本方針として、訪問介護員等は要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、調理・洗濯・掃除・買い物代行等の生活全般にわたる援助を行う。
- 2、事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 りーど訪問介護ステーション
- ② 所在地 岐阜市鏡島南2丁目8-28 メゾン・シャリテ Opus 201号室

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者の事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- ② サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。
 - ・訪問介護計画の作成・変更などを行い、利用の申し込みに係る調整をすること。
 - ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等、居宅介護支援事業者等との連携にすること。
 - ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
 - ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。
- ③ 訪問介護員等 1名以上
訪問介護員等は訪問介護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。

② 営業時間 午前 8 時から午後 5 時までとする。

(事業の内容及び利用料等)

第 6 条

1、指定介護予防・日常生活支援総合事業の内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定介護予防・日常生活支援総合事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

①生活援助

- 2、第 8 条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、事業所の実施地域を越える地点から、1 km あたり 2 0 円を徴収する。
- 3、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第 7 条

訪問介護員等は事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条

通常の事業の実施地域は、岐阜市を区域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 9 条

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 事業所において、訪問介護員等その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ④ 前三号に掲げる措置を適正に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

第 1 0 条

- 1、事業所は全ての訪問介護員等に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施する。
なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 2、事業所は全ての訪問介護員等に対し、健康診断などを定期的実施する。
- 3、訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4、訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5、この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、けありーど合同会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和 7 年 6 月 2 日から施行する。